

---

---

論 説

---

---

# 大革命初期における 大臣責任制の一断面

——弾劾的責任観に基づく動態を中心として——

三 上 佳 佑

序

第 1 章 ド・モレヴィル海相の事件に見る大臣責任の動態

第 1 節 事件の事実および文脈

第 2 節 勅語奉答の技術的欠陥の露呈

——議会による不信任議決権の非実効性

第 2 章 ドゥレサル外相の事件に見る弾劾的責任観の卓越化

第 1 節 事件の事実および文脈

第 2 節 議会による大臣訴追権の実効性の発露

——刑事責任原理を介した政治的責任追及の現象

結

## 序

先ごろ筆者は、「憲法制定国民議会或いはフランス大臣責任制の原像」と題した小論を上梓した<sup>1)</sup>。そこでは、主として議会資料等に依拠して、憲法制定国民議会における大臣責任制の性格についてあらまし次の二点を指摘した。第一に、大臣の責任 *responsabilité des ministres* として、裁判手続に従って追及される刑事責任こそが要求されたこと<sup>2)</sup>。第二に、「分離は自由の源泉である」という権力分立観<sup>3)</sup>に基づき、大臣の政治責任が否定的に捉

えられたこと。これである。

かような動態は、1792年春の立法議会下における政治動態において、諸政治アクターによる刑事的手法の一層自覚的な選択によって発展させられてゆく。本稿が検討対象とするのはかかる段階の動態である<sup>4)</sup>。そして、ここでは、諸政治アクターによる刑事的手法の選択が、政治的手法の代用として自覚的に行われていたということに着目したい。1792年春の段階においても、大臣が政策形成に関する「失政 *maladresse*」を要件として、議会による討議と当該大臣の罷免・辞職という形でサンクションされる「政治責任」概念は、原理的次元において、明確に否定され続けている。しかし、現実動態においては、「政治責任」のかかる要件に対して刑事的サンクションが採用される。極めて興味深いことに、1792年以降の段階において、フランスにおける「大臣の政治責任」の——事実上の——「現象」は、裏口から導入される形で現出することとなる。これこそが「弾劾的責任観」に基づく大臣責任制の現象と言える。形式において刑事的、実質において政治的な、公行政の筆頭官の責任制度が現出した。議院内閣制の確立<sup>5)</sup>に先立って支配的となった大臣責任制の一形態が、動態上の確立を見ることとなるのである。

本稿は、1791年から翌92年にかけて為された二大臣への責任追及の事案を素材として、大革命期フランスにおける弾劾的大臣責任観確立の過程を跡付ける<sup>6)</sup>。すなわち、海相ベルトラン・ド・モレヴィル *Bertrand de Molleville* に関する一件、そして外相ヴァルデック・ドゥレサールに関する一件である。この二つの事件への検討を通じて、立憲君主制下のフランス議会が勅語奉答 *Adresse au Roi* を通じた政治的責任追及から議院の大臣訴追権を通じた刑事的責任追及手法への移行を指向した消息を跡付け、以て議院内閣制成立以前のフランス大臣責任制の一断面を実証的に行論してみたい。

## 第1章 ド・モレヴィル海相の事件に見る 大臣責任の動態<sup>7)</sup>

アントワヌ・フランソワ・ベルトラン・ド・モレヴィル Antoine François Bertrand de Molleville (1744～1818年)は、旧体制下においてトゥールーズの高等法院判事、ブルターニュの地方長官などを歴任した人物であり、王党派の重要人物であった。1791年当時、彼は海相の座に在った。本章にて扱われるのは、対外的緊張下のフランス国内における諸政治勢力の角逐の中で、対外穏健派の王党派の海相が、対外強硬派の左派によって政治的に攻撃された案件である。

### 第1節 事件の事実および文脈

1791年9月3日—14日の憲法の施行後、同憲法と、1791年4月27日—5月25日法律第28条の「立法府は国王に対して、国王が彼の大臣の行状について判断するのを便宜ならしめる所感を提出することが出来、立法府は国王に対して国王の大臣は国民の信任を失っている旨宣言することも出来る」<sup>8)</sup>との勅語奉答の規定との関係が議論を呼んでいた。何故なら、第28条の規定は、1791年憲法の中においては確認されず、諸権力間の均衡をすぐれて指向する同憲法においては、大臣の選定罷免権は国王の専権事項とされているからである<sup>9)</sup>。二つの議論が対立していた。一つは、1791年4月27日—5月25日法律第28条の規定は、憲法とパラレルな形で法的有効性を保持し続ける現行法であるとする見方である<sup>10)</sup>。いま一つは、議会の勅語奉答権限は、制憲者が1791年憲法の法文中に挿入しなかった限りにおいて、黙示的に廃止されたとする見方である<sup>11)</sup>。制憲過程に目を遣れば答えは明白である。第28条は自覚的にオミットされている<sup>12)</sup>。しかし、制憲過程とは次

を異にして、当該規定は法的効力を保っているとして理解すること自体は可能であることにも留意しなくてはならない。何故なら、1791年憲法第7編第8条第5段は「憲法制定立法議会によって為されたデクレで、憲法的アクトに入らないものについては、法律として執行される。そして憲法制定立法議会によって適用除外されなかった先法は、何れも等しく、立法府によって廃止あるいは修正されなかったものとして考えられる。」と規定しているからである。これに関して、ラフェリエールは「……この条項（第28条）が1791年憲法の中に置かれなかったからといっても、それは通常法 *loi ordinaire* の資格において有効である。同憲法の最終条項は『憲法的アクトに入らないものについては、法律として執行される』と規定している。」と推察している<sup>13)</sup>。

勅語奉答を巡るかような議論を背景として、一つの事件が生じる。1791年暮れの国内では、対オーストリー戦を煽る左派と、主として王党派から構成される和平派とが反目していた<sup>14)</sup>。大臣衆はナルボンヌ伯 *Le comte de Narbonne* を除いて、全員が和平派によって構成されていた。遂に海相ベルトラン・ド・モレヴィルが、左派によって糾弾されるに至った。奉答の中で槍玉に挙げられた海相は、議会において一身上の弁明を行ったが<sup>15)</sup>、紛議は収まらない。海軍委員会 *Le comité de la Marine* のカベリエ *Cavellier* 議員が海相を糾弾、「海相の言説の中にあるのは、不誠実、矛盾、中傷である。」<sup>16)</sup>と結論付ける。同委員会は議会に対して、「国王に対して、海相が国民の信任を失っている旨宣言するための」<sup>17)</sup>デクレ案を付託。海相は反論すべく証拠資料を提出した<sup>18)</sup>。

しかし、海相失脚を狙う左派議員連の戦術決定は容易なものではなかった。刑事訴追ならではの要件の厳格さを理解していた彼らは取り敢えず勅語奉答による海相追い落としを考えた。対して、海相寄りの議員連は刑事訴追を指向した。適当な法的性質決定がない以上、手続はデッドロックに行きつくだろうと見透したからである。海相の擁護者たちは、勅語奉答は例外的手段、最終手段に過ぎないと考えた。本事件は大臣責任の追及に関して、議会に二者択一を迫ったのである。

先ず、一部の拙速な議員が、本件事実が重大で、立証可能であると考えて、海相を訴追すべきだと訴える<sup>19)</sup>。ただ一人ヴェルニョー議員が、海相が国民の信任を失っている旨の勅語奉答を行うべきと主張するが、その行論は如何にも粗雑である<sup>20)</sup>。二者択一に逡巡する議会討議の中で一際目を引くのが、大臣の個人責任と集団・連帯責任とを区別するブーグノ Beugnot 議員の行論である。彼は、「二つの権力が分離されている統治における精髓とは、執行権に属する主要な官吏の間において道義的な連帯が打ち立てられ、そうすることによって、世論の支持あるいは糾弾によって、彼ら全員が同じくしてその座を保つか、あるいは、同時にその座を去るか、ということにある。」<sup>21)</sup>「大臣たちが国民の信任を失っているという宣言は、内閣に波及するのであり、かかる宣言は、それが或る大臣個人に対する攻撃である場合にあっても、その個人的、感情的な性格は失われる。」<sup>22)</sup> 大臣の責任についてのかかる二類型の現れ方が不明瞭であるにしても、同議員の演説は、政治責任のイデーがごく初期のフランス議会議政の中で見せた萌芽の片鱗として、貴重な記録であろう。刑事訴追も不信任決議も適当ではないとするブーグノに同調して、ドゥオシー=ローブクールは、大臣の責任について詳細に定める将来の法律を俟って、本件に関する解決の延期を求め、1791年4月27日-5月25日法律第28条を用いるのは、憲法に違背すると強調する<sup>23)</sup>。

数日後、海相は改めて弁明の機会を要求した<sup>24)</sup>。本件に関する審議は、1792年2月1日の立法議会で行われた。カベリエ議員は新たな報告を行い、その中で、海軍委員会は海相の責に帰せられるフォートについて次のように示した。すなわち、「海軍委員会の報告を聴取した後、立法議会は以下のように考える。去る11月14日の文書において、自らの省内における如何なる士官もその持ち場を離れていないと偽って主張することで、海相は、国王を欺かんと欲し、議会の信用を不当に手に入れ、それをして国民に押し付けんと欲した。また、立法議会は以下のように考える。海相は、自身が糊塗せんとした事柄に関して何らかの罪責を負っている。また更に、立法議会は以下のようにも考える。公の安寧と憲法の保持のためには、かかる重大なフォー

トが罰せられないままにはしておかないことが重要である。以上より、立法議会は、以下、布告する。国王に対して、海相が国民の信任を失っている旨、宣言する。』<sup>25)</sup>と。しかし、同調する議員は少ない<sup>26)</sup>。議会内を支配する空気は明らかに刑事訴追に傾いてゆく<sup>27)</sup>。海相寄りの議員は刑事訴追への指向を露わにして、大臣不信任を国王に奉答するのは「重大な局面、国家の安寧」の為の例外的手段でしかないと主張する<sup>28)</sup>。王党派議員が、立法府による奉答は、政府を介した王権への攻撃に他ならないと痛罵する<sup>29)</sup>。また、議会からの不信任を国王に奉答されることは、大臣に対して刑事訴追以上に重大な不利益を与えることになると懸念する声も上がる。ルグレヴォル Legrévol 議員は、このような不名誉な勅語奉答を、大臣に対する「決定的な審判であり、公論の中で大臣たちを擦り減らす不名誉のデクレである。一度公にされるや大臣はもう二度と復権出来なくなるようなデクレである。」<sup>30)</sup>と指摘している<sup>31)</sup>。そして、勅語奉答を選択した場合、議会からの大臣罷免の勧告を国王が容れるか否かは御意次第であるから、その効果について見通しが立たないという点が認識されていたという重大な事実を付言しておくべきであろう<sup>32)</sup>。

議会は決断する。先ず、海相訴追動議が投票に付され、否決された<sup>33)</sup>。続いて、海相不信任の勅語奉答案が僅差で否決された<sup>34)</sup>。しかし、左派議員連は諦めず、早くも翌日には再度勅語奉答案を提案する。1791年4月27日—5月25日法律第28条に基づき、国王に対して海相糾弾の所感を提出する為に、事実に関する詳細な報告を行うよう立法委員会に対して要請する動議がブレモンチエ Brémontier 議員によって出された<sup>35)</sup>。左派議員連の海相不信任への執念は強固である。勅語奉答の憲法適合性に関して猶も存在する疑念を強く否定して、ルブウル Reboul 議員は「立法府は……大臣に対する不信任権 le droit de censure sur les ministres を有する。」と主張する。彼は、勅語奉答は議会に対して与えられた「執行府の拒否権との均衡を実現し得る錘」であるとして、その正当性を弁じる<sup>36)</sup>。更に、大臣責任論における刑事訴追と不信任決議の関係性に関して「前者の場合、証拠から別々に告訴箇条が創

り出される必要がある。後者の場合は、大まかに検討された大臣の行状から、同大臣が國務諮問會議に座すること自体が有害との結論を導き出せば足りる。』<sup>37)</sup>として、両者の距離を明確に認識している。

立法委員会と海軍委員会は海相の行状に関して所感を表明、エロー・ド・セシェルによって議会に提出された<sup>38)</sup>。両委員会は海相がブレスト港の無統制状態を立法府に報告せず、士官の服務状況に関する誤った文書を公にしたこと等の廉で糾弾する。1792年3月8日の會議で、立法會議議員たちは海相不信任の新たな勅語奉答案に賛同し、国王に対して奉答する旨決定した<sup>39)</sup>。議会の態度は、これで決まったのである。

## 第2節 勅語奉答の技術的欠陥の露呈

### — 議会による不信任議決権の非実効性

1792年3月10日、立法議会による海相不信任の勅語奉答決議から早くも2日後にして、一部議員たちの予感が的中する。国王は議会を向こうに回して海相を慰留したのである。「海相の責めに帰されるような法律への侵犯は何ら存在しない。彼から朕の信任を撤回することは正義にもとることと朕は信じる。そのうえ、大臣たちは朕の信任を得る唯一の方法が、精力的かつ誠実に法律を執行することにありとよくよく心得ている。』<sup>40)</sup>しかし、一週間後、国王は、海相に暇を与えた。モレヴィルは海相の椅子から退いたのであるから、結果において立法議会からの政治的圧力に王党派で構成された執行府側が譲歩したようにも見える。ところが、この「譲歩」は立法議会の海相不信任を直接的理由とする訳では決してなかった。これを議会の勝利と解するのは早計であろう。

実は、立法議会左派議員連が海相追い落としを計画していた丁度その頃、時を同じくして、國務諮問會議の中で陸相ナルボンヌを巡る大きな悶着が生じていた。彼は、大臣衆から日増しに孤立、国王も彼を疎んじるようになっていた。全ての原因は、陸相が日増しにジロンド派に接近していたことにあ

る<sup>41)</sup>。彼の対オーストリー強硬論は國務諮問會議の共同歩調を大きく乱すものであった<sup>42)</sup>。國務諮問會議内で日増しに不利になる自身の立場と、立法議會内での海相追い落としの空気とを勘案し、情勢判断を迫られた陸相は、遂に賭けに出る。自身が長となる形での内閣改造への野望から、海相の辞職を狙って、自らの辞職を提起したのである<sup>43)</sup>。二日後、1792年3月8日、用意周到にも、陸相の留任を懇請する文書を3人の将軍が公にする<sup>44)</sup>。これに呼応して陸相は、海相に対してはその辞職を遠回しに、しかし繰り返し求めながらも、自身は前言を翻し、職務に留まることを宣言する<sup>45)</sup>。しかし、陸相によるこのような政治マニューバは寧ろ逆効果を生み、全てのツケは陸相自身に跳ね返ってくることとなった。陸相のスタンド・プレーに対して、遂に大臣衆が一致結託し、彼の罷免を国王に対して要求するに至ったのである。陸相罷免を要求する大臣衆の中でも内相は非常に慎重であり、自分たちの意見表明が立法議會に与える影響を勘案して、陸相と海相とが同時に大臣の椅子を放棄するよう求めた。無論、好機到来と国王は陸相を罷免した<sup>46)</sup>。それと同時に、海相は国王に対して自ら辞職を願い出て、国王は遺憾ながらにそれを容れることとしたのであった<sup>47)</sup>。

つまり、確かに左派議員連が力を得つつあった立法議會は、自身の狙う海相罷免を得ることにこそ成功はしたが、しかし、結果においてそれは自身らが支持する陸相の罷免と引き換えに過ぎなかったのである。寧ろ、陸相のスタンド・プレーに手を焼く国王と國務諮問會議の側からしてみれば、議會の海相不信任は渡りに船であった。そして、立法議會による政府攻撃としての海相不信任を勅語奉答は、他でもない攻撃対象によって、却ってこれを奇貨として、閣内の跳ね返り分子肅清に利用されてしまったのである。モレヴィル海相の一件は立法議會にとっては敗北に他ならず、勅語奉答という手段への抜き難い不信が刻印されることとなった。何故なら、海相追い落としによる政府攻撃にあたって海相の刑事訴追という手法を選択してさえいれば、かような状況に追い込まれることはなかったからである。dernier motを国王が留保している一点において、執行府統制手法としての勅語奉答が有する危



うさが、決定的な形で発露することとなった。つまり、勅語奉答は議会に与えられた執行権統制手法でありながら、その効力の発現を国王の決断に俟つという点においてすぐれて不安定であることが露呈したのである。モレヴィル海相の一件は、議会が政府と王党派への統制の手法として用いた筈の勅語奉答が逆に国王-政府-王党派側から政治的に利用されてしまった点で、この統制手法の議会にとっての危険性を浮き彫りにした。取りも直さずこの事実、大臣に対する政治的手法・責任原理を通じた政治的統制という方法自体に対する抜き難い不信の念を議会人士に植え付けることとなった。

## 第2章 ドウレサール外相の事件に見る 弾劾的責任観の卓越化<sup>48)</sup>

モレヴィル海相事件とほぼ同時期、立法議会議員たちは、海相に対するのとは異なった手法での政府攻撃を模索していた。彼らは1791年憲法本文中において唯一明文で規定された大臣責任の形式、すなわち刑事責任を用いることとなる。狙う的はヴァルデック・ドウレサール外相であった。「刑事訴追の対象としてお誂え向きの人物……左派の忌み嫌う全てを象徴している人物」<sup>49)</sup>に対して、対外穏健派の國務諮問会議と対外強硬派のジロンド派議会との政治抗争劇が演じられた。

### 第1節 事件の事実および文脈

1791年12月3日、ジロンド派のフォシェ Fauchet 議員は外相を国家反逆の二つの罪状において、すなわち税配賦関連法律の提出の遅滞によって職務上の義務に違背し、立法議会を欺いて国民を裏切ったとして、糾弾した。「傍聴席からの強烈な喝采を受け、議会多数派からの憤激と不満の声に度々中断しながら、この冷静沈着な告発者は、ドウレサール外相に対して、最も

馬鹿げた、そして最もおぞましい不平不満を並べ立てたのである。』<sup>50)</sup> そして、フォシェ議員は立法議会に対して外相の訴追を提案した<sup>51)</sup>。立法議会議員たちはフォシェ議員によって提案された動議の委員会送付を決定する。委員会審議は遅々として進まず、2月17日にフォシェ議員は立法議会に改めて告発動議を提出している<sup>52)</sup>。訴追が上手く軌道に乗らないので、今度は外相罷免を国王に対して「要求する *exiger*」<sup>53)</sup>勅語奉答の提案が出されたが、否決された。

その方式の刑事的性質にもかかわらず、その目的が政治的次元のものであることは、フランスにおける大臣の刑事責任制史論の名著、ピエール・デモット Pierre Desmottes の『フランス議会制における大臣の刑事責任について』で確認されているほか、モラビト、ドゴフといったフランス現代公法学説によっても確認されており、この点全く疑いがない<sup>54)</sup>。じっさい、1792年3月10日、ジロンド派領袖のブリソ Brissot 議員は、その目的を赤裸々に公言する<sup>55)</sup>。本件に関する客観証拠は指摘し難いこと、しかし重要なのは、外相が区々の法律に違反したことなく、国家の利益を等閑視したことである、と。つまり、ブリソは、ドゥレサール外相の行為 *act* ではなく行状 *conduite* を攻撃し、作為ではなく、不作為を追及する。これは刑事法の用語法としては如何にも不精密なものであろう。ブリソによるドゥレサール告訴のデクレは次のような内容のものであった。「立法議会は、外相が ① 神聖ローマ帝国皇帝と他国との間で、フランスに敵対して為された連携に関して告知知らせる全ての書類に関して立法議会に情報を与えないことによって、② 11月1日から1月21日にかけて、フランスの安全と主権とを破壊するこれらの条約と連携とを放棄するようウィーンの宮廷に圧力をかけなかったことによって、③ 1月5日に為すべきであった議会への情報提示を怠ったことによって、④ 1月21日の公文において力を込めて列国の連携に抗してかかる連携を止めるよう要求せず、逆に、かかる連携が存在するのを疑うかのような振りをしたことによって、⑤ フランス国内の事柄に関してオーストリーの大臣と連絡し、そうすることでフランスの状況に関する望ましくな

い結果を招く考えを生じさせ、フランスにとっての致命的な運命を惹起させたことによって、⑥ 立憲君主制の創立に先行する時代についての憲法不適合であり危険な理論を主張することによって、⑦ 下劣にも *bassement* 平和を要求したことによって、⑧ またもや下劣にも、フランスをひどく侮辱している王室との同盟の継続を求めたことによって、⑨ このような交渉を、今すぐにも打ち切るのが肝要であるというのに、長々と引き延ばすような仕方で行い、つまり、3月のフランスが丁度12月のフランスであるかの如き仕方で行ったことによって、⑩ 自らがそれに従って行動すると語っておきながら、1月25日における勧告の基本原則に従わずに行動し、逆の行動を為したことによって、⑪ このような交渉において、自由な人民にはふさわしくない臆病さと薄弱さを以て臨んだことによって、⑫ 如上、諸列国とのあらゆる関係においてフランスの国益を等閑視し裏切ったことによって、⑬ 立法議会のデクレに従うことを拒絶したことによって、自らの義務を等閑に付し、あるいは裏切り、国家の安全と尊厳とを危機に曝したことに鑑み、外相に対する告訴には理由があるものと宣言する。]56) かようにしてジロンド派議会は、明らかに政治責任の追及以外の何物でもない申し立てであるにもかかわらず、刑事事件という土俵の設定に成功するのである。エティエンヌ・デュモン Etienne Dumont 回想録は3月10日の会議の直後にブリソと交わした会話を記録している。余りにも人工的な遣り口だとのデュモンの指摘に対して、ブリソは開き直っている。「彼が控訴棄却になることくらい先刻承知。我々は疑いを持っているだけで証拠など何一つ掴んではないのだから。とはいえ、彼を遠ざければ目的は達成される。……ドゥレサールの政府は我々に仇なす存在だ。何がなんでも遠ざけなくてはならない。]57) ドゥレサールはかかる訴迫のデクレが議決されたことにより、刑事被告人となった58)。未決囚ドゥレサールは、結局国家高等院に出廷することなく、半年後、九月虐殺のテロルに倒れた59)。

## 第2節 議会による大臣訴追権の実効性の発露

### — 刑事責任原理を介した政治的責任追及の現象

外相の起訴デクレにおいては、「反逆 trahison」こそが、基本的な罪質決定となっている<sup>60)</sup>。野村も、「この告発の根拠となっている義務違反は二種に区分される。」とし、「第一に、憲法上の義務違反、これは、外国に対し、フランスの国内事情に関する通告を軽卒<sup>[ママ]</sup>になしたことで、違憲思想を抱いたこと、……第二に、議会に対する義務違反、一方において、外務大臣は、重要な外交文書につき、国民議会への通告を怠った。……他方において、外務大臣は、議会の希望に反する外政を推進した。」と指摘している<sup>61)</sup>。後世の諸学説は、シュヴァリエからデモット、ドゴフに至るまで、異口同音に外相の潔白を認める<sup>62)</sup>。告訴者たちは罪質評価の構成要素が集まっていないにもかかわらず反逆罪で外相を訴追しているのであり、外相による「不手際」はあったやもしれないが「反逆」は断じて存在しない、と。そもそも条約の締結と署名に関しては国王権限に属するのであるから、「外相は国王に対してのみ報告をすべきである。その書簡または通牒を議会に報告することを義務付けられない。議会は、その決議により、外相の行動を律する権限を持たず、その公文書の文言を批判する権限を持たない」故に「告発の根拠は法的には不正確」なのである<sup>63)</sup>。

他方で、ミシェル・トロペールは、刑法典における意味での反逆罪は本件に対して適用されないが、しかし、そこでの法的性質決定は、1792年3月10日の立法議会における演説の中でブリソが述べた不作為による軽罪 *délit négatif* の定義には照応している<sup>64)</sup>と述べている点が注目される。事実、ブリソは「外務省以外の省庁にあっては、ただ法律のみが大臣たちを規律し、ただ法律のみが大臣の監督を規律する。……しかし、外務省にあっては、従われるべき法律というものは何ら存在しない。法律の外で守られなくてはならないもの、それが国益 *l'intérêt national* である。外務省においては、大臣

を規律するに際しても、大臣を告訴するに際しても、国益が規範としての役割を果たす。」<sup>65)</sup>と述べており、適法性 *légalité* よりも適時性 *opportunité* を優先させていると言える。外相訴追の為に、刑事規定の不明瞭さが自覚的に利用されているのは明らかである。じっさい、ブリソは外相に帰せられるべき責任を極めて広く定義付けており、かかる責任の中に懈怠と不作為も組み入れていた。

従って、ブリソの政治的計略は、刑事的性質決定の適用される場合を前もって延伸しておき、次いで、大臣に帰せられる諸事実に当て嵌めるという遣り方である。フランス憲政のこの段階においては、政治責任と刑事責任の両原理が混同されており、ドゥレサールの一件はその端的な表出であった、とする論者が居る。ピエール・デモット然り<sup>66)</sup>、ジャン=ジャック・シュバリエ然り<sup>67)</sup>である。しかし、「ドゥレサール氏の不幸には二つの事柄がそれぞれ関わっていた。すなわち、ナルボンヌ氏への不寵と、ベルトラン氏についての陛下の文書である。これらは立法議会議員にとっては酷く気に障るものであった。というのも、彼らによる追及が何の成果もあげなかった2か月後に、執行府の方で飽くまでも自発的に辞職が為されたからである。従って彼らは、自らの不機嫌の前に差し出された最初の犠牲者を捉えたのである。」<sup>68)</sup>と記録される消息がある以上、ジロンド派は、両責任原理の区別を自覚したうえで、使い勝手が悪いと経験的に明らかになった手法を棄てて、用意されていた別の手法を転用-濫用したと見るべきである。従って、かかる政治的マニューバの担い手——すなわちジロンド派議員連——においては、目的と手段の不適合性を自覚していたと見るよりほかにない。無論、かかる濫用によって、何らかの政治責任が「現象」していることは否定されない。裏口からの政治責任の登場と見ることも妨げられまい<sup>69)</sup>。

そして、大臣の刑事責任という形式を利用した、事実上の大臣罷免権篡奪を議会が実現できた理由は、一つの制度的前提をトリックとして成立していた。すなわち、起訴休職制度である。議会が大臣の訴追を議決した場合、当該大臣は当該案件に関して国家高等院が判決を下すまで、その職務を停止さ

せられるのである。その制度的前提が、国家高等院の組織に関する 1791 年 5 月 10 日法律第 8 条の「立法府による訴追のデクレは、身柄拘束のデクレとしての効力を持つ。」<sup>70)</sup>そして、同規定は、1791 年 4 月 27 日—5 月 25 日法律第 33 条において「大臣に対する起訴に理由ありと宣する立法府のデクレは、その大臣の職務を停止させる。」<sup>71)</sup>と、再確認された。国王の大臣選定罷免権との抵触可能性についてギヨーム・グレンナールは次のように説明している。「デムーニエは単なる時宜的な目的の為に、かかる自由裁量的な権限を行使する権能を議会が付与されているなどとは思ひもしなかった。彼の目からすれば、犯罪を為したと疑われているような大臣がそのポストに留まっていることは想像もつかないほどに突飛なことであり、驚くべきことであつた。かような大臣をして職務に留め置くのは、その合法的権限を、司直の手から彼を逃せしめるために使わせることを意味することになる、と。」<sup>72)</sup>

大臣の起訴休職制度は、更に憲法的次元に引き上げられる。1791 年憲法(第 3 編第 5 章)第 10 条は、「何人も、司法警察官の前に引致されるためでなければ逮捕されない。さらに何人も、司法警察官の令状、裁判所の逮捕命令、訴追命令を発することが立法府の権限である場合には立法府の訴追命令、または軽罪拘禁を言い渡す判決によらなければ、抑留、拘禁されない。」<sup>73)</sup>とし、議会による訴追が大臣の身柄拘束に繋がる旨規定しているのである。ひとり立法府のみが国務評定官に対する刑事訴追を行うことが出来る以上<sup>74)</sup>、第 10 条は、議会は国家高等院による判決が出されるまでの間における当該大臣の職務停止を得られる。国家高等院の組織に関するデクレ第 8 条と内閣の組織に関する法律第 33 条と同様に、1791 年憲法第 10 条は国務諮問会議の構成に対して直接影響を与える目的のものとしては採択されてはならず、それ故、同条項は当然、議会の大員に対する罷免権を定めたものとしては分析されえない。しかし、第 10 条は議員たちによって自覚的な形で、外相更迭を得るための手段として用いられた。1792 年 3 月 10 日に議決されたドゥレサール外相起訴デクレは、じっさい次のように述べている。「立法議会は……遅滞なく、身柄拘束を為すのに必要な、そして当該大臣の全ての個人的

な文書に封印をするのに必要な命令を与える執行権の任に就く。』<sup>75)</sup>と。従って、1791年憲法第10条(第3編第5章)は、議院に対して、國務評定官に対する事実上の罷免権を与えることとなっている。つまり、「この法文は議会多数派の意思によってその意味を変えた。』<sup>76)</sup>つまり、議会は、大臣の刑事責任を政治的目的のために手段化した。してみれば、1791年憲法について「追求しうるのは、刑事責任にとどまり、大臣に対する議会の不信任決議によって大臣に辞職を強制しうるどころの、政治責任の追及はみとめられていないために、拘束力はたいして大きくないのもいなめないところである。』<sup>77)</sup>という樋口謹一の論は、当代の政治アクターの認識とは径庭のあるものと言えよう。議会人士は建前上も運用上も、使い勝手が良くと彼らが判断し、実効性においても申し分ないと判断した方途を選択したのである。

## 結

立法議会期も含めて、大革命初頭における支配的思潮にあつては、執行権には疑惑の烙印が押されていた。1791年2月8日の会議において、ル・シャプリエは議会に対して強調している。「諸君も御存じの通り、執行権に属する官吏と公務員たちが越権し、そして市民に悪を為し、公的自由に対する攻撃を行うことになるのが、ありうることであり、しばしばある訳であります。彼らの権限は公的自由を守るためだけに彼らに付与されているにもかかわらず。』<sup>78)</sup>と。従って、厳格な権力分立がドグマとなる。しかし、執行権に対する猜疑から生まれた権力分立への強迫感、歪な形で現象する。機関相互の厳格な分立という消極的権力分立観が「執行府は立法府とは別の主体であるが、立法府の意思より外に出てはならない」というル・シャプリエ流の理解が強化されるに伴って「法定立作用は法執行作用に優位する」という理解<sup>79)</sup>へと著しく傾斜してゆく。議会は、議会意思から独立固有の執行府意思なるものを頑として認めようとしなかった。

かような文脈の中では、大臣の infraction は、他でもない法定立作用の主体によって融通無碍に拡大解釈され、「反逆 trahison」という告訴箇条がその受け皿となった<sup>80)</sup>。刑事訴追のデクレが立法議会で審議された段階で大臣が辞職することも少なからず生じたので、かような現象は罪刑法定主義という刑事法の原則から遥かに遠ざかり、限りなく政治責任に近付いているが、しかし、かかる現象がその建前の上では、飽くまでも「法的責任追及」という「法上」のものであると自己規定しているが故に、権力分立の論理と衝突することが回避されるのである。更に、かかる責任原理の担い手——大臣の刑事責任糾問者——自身、目的と手段の不適合性を自覚し、その上でかかるマニューバに訴えていた。権力分立という統治の基本原理の為に、刑事法上の諸原則が納得ずくで犠牲にされたのである。「立法権の優位」「起訴事由の不確定性」「立法議会による訴追の自由裁量性」「起訴休職制度」という四つの要素が出揃ったことによって、王制の廃止に至るまでジロンド派、モンタニャールら左派優位の議会勢力によって大臣問責手法として採用されることとなったのは、大臣の刑事責任であった。対して、只でさえ使い辛い勅語奉答——その効果の発言を国王の自由意思に俟つ点で実効性が担保されておらず、そもそも当代の支配的な権力分立観との齟齬が抜き難く問題視されていた——は、次第に疎んじられてゆくのである。

野村は、「機関の独立性と大臣の責任」について論じる中で、フランス1791年憲法とドゥレサール外相の事件に取材して、「革命のさなかにおいて、憲法、内閣組織法および国民政治高等法院組織法により、弾劾の理由となるべき犯罪が殆ど定められていないこと、条文が曖昧でその意味が拡張され得ることは、議会にとって、いかなる大臣に対しても、大臣のいかなる行為についても、いつでも告発をなし得ることを可能にする。」と述べ、デモットの議論を引きつつ、如上ドゥレサールの一件に関し、それが「憲法に合致してなされたか否か極めて疑問である。」としつつも、かような分析は「後世において、研究室で冷静かつ厳格に解釈」した結果に過ぎない、と見る<sup>81)</sup>。そして、1791年憲法における大臣の刑事責任が「刑事責任から充分に



脱却し得ない政治責任であるという見解も認めがたい」として、デモットを引きつつ、1791年憲法が「政治責任を定めることを思いつかなかった」ことはありえず、「制憲議会において、政治責任は十分に論議されている。」<sup>82)</sup>と指摘している。同書においては敷衍されることのなかった、かかる「十分な論議」の実像を浮き彫りにしようとする実証的分析の試みを、筆者は先ごろ行った<sup>83)</sup>。そこでの筆者の問題意識は、弾効的責任観が大臣責任制よりも一層プリミティブな発想に立つこと自体は周知として、しかし、何故かかる発想がフランス憲政の出発地点において選り取られたのか、というものであった。対して、本稿は、大革命期の政治アクターによって選り取られた弾効的責任観は如何なる形で具体的な現象形態に結実したのか、という問題意識に立つものである。これらの消息は概ね、本稿各章の行論において明らかにしえたことと考える。これが本稿の一つの到達点である。また、議会による大臣に対する融通無碍の訴追権行使の下では「大臣が独立性を享受しているとは思えない」<sup>84)</sup>と野村は指摘している。本稿の行論が明らかにする通り、刑事責任原理によって具体的に担保された、立法府優位の会議政体こそが大革命初期の議会政であり、その具体的担保の手法が裁判的手法によって行われていた点において、第三共和制下の擬似・会議政体と異なる、大革命期初頭における、すぐれてオリジナルなものとしての会議政体の特質があると言える。

そして、本稿の行論において検討対象となった大革命初期の具体的諸条件・諸状況は、「普遍的に妥当すべき視座」——すなわち、200年の時空を超えて今日に示唆を与える視座をもたらすものと結論付けることが出来るであろう。正に、「政治責任」原理が不在の場合における刑事責任原理の「有用性」に関して、かかる結論は妥当する。過日、フランス第五共和制の「責任の刑事化」を巡るアクチュアリテートを扱った拙稿の検討に徴すれば<sup>85)</sup>、政治責任原理が「確立されていない」(大革命期)と「廃用・機能不全である」(今日)とを問わず、かかる原理が欠けたときは、大臣責任のもう一方の原理である刑事責任原理がその働きを代行する現象が確認されるのである。今日

のフランス政治生活における「責任の刑事化」現象は、大革命初期とは全く異なる文脈で、大革命初期における大臣責任の動態を蘇演している。本稿は、フランス憲政の僅々たるワン・シーンを切り取った素描に過ぎない。しかし、かかる素描の題材は、憲政理論一般に限らず大臣責任論という個別具体の論に関しても、大革命期が有する格別の地位を我々に示唆しているように考えられるのである。

#### 注

- 1) 拙稿「憲法制定国民議会或いはフランス大臣責任制の原像」『南山法学』第41巻第2号(2018年)77~135頁。
- 2) Louis Ferstel, *Histoire de la responsabilité criminelle des ministres en France depuis 1789 jusqu'à nos jours* (éd. 1899), Hachette BNF, 2014, p. 6.
- 3) AP, 1<sup>re</sup> série, t. VIII, séance du 7 sept. 1789, p. 589.
- 4) 具体的な政治事件に取材することでフランス議政萌芽期の政治動態の中から大臣責任論の一断面を把握しようとする本稿に対して、シモネー、ミルキヌ=ゲツェヴィッチ等に依拠しつつ、概ね同時代を検討対象としつつ、大臣責任論も交えながらより広く議院内閣制の形成過程を探求する論攷として、今井威「フランスにおける議院内閣制の成立前史」『阪大法学』第17号(1956年)1~28頁。
- 5) なお、フランス議院内閣制の導入~成立時期に関しては、ここで一言しておく必要がある。最も早い時期において同定を行うのは、ミルキヌ=ゲツェヴィッチであり、国民公会下の公安委員会を一種の内閣に見立てて、同時期において議院内閣制の存在を同定する所論は確かに目を惹くものがある。Boris Mirkine-Guetzévitch, *Le parlementarisme sous la Convention nationale*, RDP, 1935, p. 171 et s. しかし、かかる所論は通説を構成するものではなく、一般において、フランスにおける議院内閣制の導入時期は復古王政に求められており Georges Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politique*, 18 éd, L.G.D.J., 1977, p. 326., その成立期は七月王政期に求められる、とされる。宮沢俊義「議院内閣制のイギリス型とフランス型」『憲法と政治制度』(岩波書店, 1968年)64~66頁, 深瀬忠一「議会制民主主義の展開」『現代法 第三巻(現代の立法)』(岩波書店, 1965年)48頁。本稿筆者も大筋においてこのような見立てに大過は無いと考えるが、政治責任原理を中核とする大臣責任制の実効的展開を議院内閣制の不可欠の要素と見る限りにおいて、復古王政期と七月王政期の質的相違を相対化させて観た上で、両体制をフランス議院内閣制の「離陸期」と捉えるべきと考えている。すなわち、本稿筆者は通説的見解を、そこでの議院内閣制が飽くまでも「萌芽」的なものであるという留保の上に受け入れている。この点に関しての詳細論は他稿に譲ることとしよう。なお、復古王政期の議院内閣制

の「萌芽」性に関しては、野村敬造『フランス憲法・行政法概論』（有信堂、1962年）96頁。

- 6) これら大革命期の大臣責任の政治動態も含めて、フランス憲政史上の大臣弾劾事案についての広汎な先行業績として、佐藤立夫「フランスの弾劾制度」『比較法学』第22巻第2号（1989年）43～163頁。本稿も同論文に多くを負っている。
- 7) 佐藤・前掲論文54～58頁。
- 8) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXV, séance du 27 avr. 1791, p. 360.
- 9) 1791年憲法第3編第2章第4節第92条。
- 10) カトルメール=カンシー Quatremère-Quincy は次のように説いている。「憲法制定権力は立法法の掌中に二つの恐るべき武器を置いた。立法府によって有せられるこの二つの武器とは、一つは憲法の規定によって立法府をして告発者たらしめるものであり、いま一つは5月の法律によって、国王に対してその大臣が国民の信任を失っている旨宣言するものである。」AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVIII, séance du 1<sup>re</sup> févr. 1792, p. 88. 立法府掌中の大臣追及手段の有効性に関しては、モレヴィル海相の訴追においても、ブレモンチエ Brémontier 議員によって意識されている。AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVIII, séance du 2 févr. 1792, p. 94.
- 11) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVII, séance du 13 janv. 1792, p. 368.
- 12) サン=マルタン Saint-Martin 議員の演説；「私にはそれが憲法的アクトの中に置かれるに値する規定であるとは思われない。何故なら、デクレによって国王は立法府の宣言にもかかわらず大臣たちを擁護することが出来るからである。」AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXIX, séance du 14 août 1791, p. 434.
- 13) Julien Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*, 2<sup>e</sup> éd., Montchrestien, 1947, p. 82.
- 14) これについては特に以下を参照, Edmond Dard, *Un confident de l'Empreur. le comte de Narbonne 1755–1813*, Plon, 1943, p. 98; Albert Soboul, *Histoire de la Révolution française, t. I: De la Bastille à la Gironde*, Gallimard, 1962, pp. 277–281.
- 15) この事件に関しては、以下を参照, AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXV, séance du 5 déc. 1791. pp. 587–591, AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVI, séance du 16 déc. 1791, p. 169, 4<sup>e</sup> annexe à la séance de l'Assemblée nationale législative du 17 déc. 1791, pp. 200–203.
- 16) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVI, séance du 29 déc. 1791 p. 638.
- 17) *Ibid.*
- 18) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVII, séance du 2 janv. 1792, pp. 10–15.
- 19) *Ibid.*, p. 368.
- 20) 「私は強力で単純な三段論法しかお示しする積りはない。……海相は現役士官に関する状況報告において立法議会を欺いた……一度でも人を欺いた人間は如何なる意味でも信任には値しない。従って、明らかに国民を欺いた海相は、国民の信任には値しない。」*Ibid.*, p. 371.

- 21) *Ibid.*, p. 365.
- 22) *Ibid.*
- 23) 「従つて、立法議会は、国王に対して彼の大臣が国民の信任を失っている旨宣言するという措置を拒絶するべきである。憲法に違反するものとして、掛け値なしの有罪人に対して不十分なものとして、拒絶するべきである。明白な過誤以外の何物も持たない人物に対してより峻厳であるべく、拒絶するべきである。」 *Ibid.*, p. 368.
- 24) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVII, séance du 19 janv. 1792, pp. 507–510.
- 25) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVIII, séance du 1<sup>re</sup> févr. 1792, p. 80. 因みに、モレヴィル海相による海軍の配備状況に関する国民議会への報告書としては、1791年10月31日付のものがフランス国立図書館に所蔵されている。 *Compte rendu par le Ministre de la marine l'Assemblée nationale*, le 31 octobre 1791, imprimé par l'ordre de l'Assemblée nationale, Paris, Imprimerie nationale 1791.
- 26) *Ibid.*, pp. 80–92.
- 27) Guillaume Glénard, *L'exécutif et la Constitution de 1791*, thèse dactyl. Paris II, 1999, p. 725.
- 28) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, 2<sup>e</sup> annexe à la séance du 8 mars 1792, p. 485.
- 29) 「半世紀にただ一度だけ、イギリスの議会は、大臣が国民の信任を失えりという宣言権を行使した。何故なら、大臣連が、国民自身が自身の戦争であると認めない戦争に固執したからである。しかし、かかる奉答において内閣の名において真に対象とされていたのは、国王なのである。」 AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVIII, séance du 1<sup>re</sup> févr. 1792, p. 89.
- 30) *Ibid.*, p. 89.
- 31) 因みに、ルネ・カピタンは大臣の政治責任を以てその刑事責任の「指小辞」とする見方を「これほどまでに誤った解釈も無い」として強く否定している。 René Capitant, *Régimes parlementaires, Ecrits constitutionnels*, CNRS, 1982, p. 241.
- 32) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVIII, séance du 1<sup>re</sup> fvr. 1792, p. 92.
- 33) *Ibid.*
- 34) 196 対 208 の僅差。 AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVIII. séance du 1<sup>re</sup> fvr. 1792, p. 92.
- 35) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVIII, séance du 2 févr. 1792, p. 93.
- 36) *Ibid.*, p. 94.
- 37) *Ibid.*, p. 93.
- 38) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 5 mars 1792, pp. 391–392.
- 39) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 8 mars 1792, pp. 471–473.
- 40) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 10 mars 1792, p. 531.
- 41) E. Dard, *op. cit.*, p. 98; Georges Lefebvre, *Etude sur le ministère Narbonne*, 4<sup>e</sup> partie, le renvoi de Narbonne, *AHRF*, 1947, t. XIX, pp. 292–293.

- 42) G. Lefebvre, *préc.*, p. 293 et p. 314.
- 43) *Ibid.*, p. 315.
- 44) *Ibid.*, pp. 318–319; E. Dard, *op. cit.*, p. 109.
- 45) G. Lefebvre, *préc.*, p. 319; E. Dard., *op. cit.*, p. 109.
- 46) 国王による所感は1792年3月10日付であった。AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 10 mars 1792, p. 530.; エティエンヌ・デュモンはこの事件を回想して記している。「……この人物がこれほどまでに国王の不寵を買っていたことは驚かれたものであった。不寵の原因はといえば、彼のジロンド派人との付き合いであった。」Etienne Dumond, *Souvenirs sur Mirabeau et les deux premières Assemblées législatives*, Edward Bull, 1832, pp. 259–260.
- 47) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XL, séance du 17 mars 1792, p. 59.
- 48) 既に我が国においても、野村敬造による大著によって、ドゥレサール外相事件に関する詳細な検討が——尤も氏は同著においてモレヴィル海相事件については触れておられないが——為されており、本章はこの先行業績に負うところが大きい。野村敬造『権力分立に関する論攷』（法律文化社、1976年）157～165頁。
- 49) G. Glénard, *op. cit.*, p. 734.
- 50) Mathieu Dumas, *Souvenirs du lieutenant général Comte Mathieu Dumas de 1770 à 1836*, publiés par son fils, Librairie de Charles Gosselin, 1839, t. II, p. 79.
- 51) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXV, séance du 3 déc. 1791, pp. 530–534.
- 52) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXVIII, séance du 17avr. 1792, pp. 592–595.
- 53) 「諸君は、つまり、自身を革命の高みに引き上げなくてはならない、諸君は諸君に相応しいこの堂々たる態度を取らなくてはならない。そして、次のように国王に対して語る勇気を持たなくてはならない。この大臣を我々は疑っている、我々はこの大臣が国家を裏切ったと信じている、我々は陛下に対して、即刻、この大臣を追っ払うよう要求する、国家の安寧がかかっているのだ……」デュコ Ducos 議員がルイエによるこの罷免要求に追従した。AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 1<sup>er</sup> mars 1792, pp. 255–256.
- 54) 学説は、これら外相の誹謗者たちによって追求されていた目的が政治的次元に属するものと見ることと同意しているようである。「この告訴の状況を見るに、デクレの起草者によって追求されていた政治的目的に関しては殆ど疑いを容れる余地がない。」Pierre Desmottes, *De la responsabilité pénale des ministres en régime parlementaire français/Préf. de René de Lacharrière. Paris: Lib. générale de droit et de jurisprudence*, 1968, p. 94.; 「まさしく政治的目的のためだけのかかる刑事責任の利用に対して、ルイ 16 世はドゥレサール辞任を容れたのであった。」Marcel Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (1789–1958)*, 10<sup>e</sup> éd., Montchrestien, 2008, p. 69; 「このような逸脱が可能になったのは、罪刑の法定 incrimination が不精確なもので

あったから、そして訴追が立法府の権限であったからである。このような状況においては、結局、刑事責任は政治的なものとなる。」 Michel Degoffe, *La responsabilité du ministre*, Olivier Beaud et Jean-Michel Blanquer (dir.), *La responsabilité des gouvernants*, Descartes et Cie, 1999, p. 259.

- 55) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 10 mars 1792, pp. 528–529 et pp. 534–545.
- 56) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 10 mars 1792, p. 545.
- 57) E. Dumont, *op. cit.*, p. 265.
- 58) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 10 mars 1792, p. 550.
- 59) 足立, 前掲論文 57 頁。
- 60) 起訴のデクレは、同外相が自らの義務の懈怠あるいは違背を犯し、国家の安全と尊厳とを危険に曝したと明示していた。ドラクロワ Delacroix 議員はそのとき、同大臣が「国家反逆罪 haute trahison」に関して有罪であると推し量っている。ジェンソンネ Gensonné は、同外相が国家に対しても国王に対しても罪を犯したと考えている。AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 10 mars 1792, p. 546 et p. 549.
- 61) 野村・前掲注 48, 160 頁。
- 62) 「国家反逆罪でのドゥレサール外相の起訴は、憲法の文面からすれば大いに疑わしいものであると指摘されなければならない。確かに同外相において議会への情報提供に欠けていたという不手際が、否、弱みがあったであろう。しかし、彼が国家反逆罪を犯した訳ではないということに関しては確かである。」 Jean-Jacques Chevalier, *Histoire des institutions et des régimes politiques de la France moderne (1789–1958)*, 9<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2001, p. 63.; 「大臣に帰せられている諸事実が正確なものであることを認めるにしても、しかし、これらすべてのフォートは議会に対して為されたものであることに注意しておかなければならないだろう。さて、これらフォートが大臣の訴追を可能とするのは、それらフォートが憲法に対して為されたものである場合のみであるというのは、他でもない憲法自身が規定しているところに属するのである。……素直に憲法の法文を読んでみる限り、同外相がかかる場合に該当していることは全くない。同外相起訴の理由は法的には存在せず、自覚的であったかそうであったかは別として、自らの権限の射程を見誤ったのは議会なのである。」 P. Desmottes, *op. cit.*, pp. 93–94.; 「我が国が何ら敵対的な意図を持っていないことを証明するために、レッサールは残念な表現を用いてしまった。しかし、このことは如何なる反逆罪も構成するものではない。……レッサールは不手際をしたし薄弱なところもあったかもしれない。しかし彼は決して反逆してはいない。」 M. Degoffe, *La responsabilité du ministre*, *op. cit.*, p. 259.
- 63) P. Desmottes, *op. cit.*, pp. 93–94.
- 64) Michel Troper, *La séparation des pouvoirs et l'histoire constitutionnelle française*, 2<sup>e</sup> éd., LGDJ, 1973, p. 81, note 35.

- 65) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 10 mars 1792, p. 539.
- 66) P. Desmottes, *op. cit.*, p. 96.
- 67) J.-J. Chevalier, *Histoire et des régimes politiques de la France moderne (1789–1958)*, 3<sup>e</sup> éd., Dalloz, 1967, p. 63.
- 68) Pièce n° 10, trouvée dans l'armoire de fer, écrite de la main de Sainte-Foy, AP, 1<sup>re</sup> série, t. LIV, séance du 7 déc. 1792, p. 436.
- 69) これらの点に関して、野村・前掲書 162～165 頁の行論は「1791 年憲法の定める大臣の刑事責任は、刑事責任から十分に脱却し得ない政治責任であるという見解も認め難い」とのシュヴァリエの見解を批判し、「この見解が、1791 年、政治責任を定めることを考えつかなかったという意味なら、これは支持され得ない。制憲議会において、政治責任は十分に論議されている。」とし、その上で「1791 年憲法に定める大臣の刑事責任を現在のそれと同視すべきでないと思われる。この点に関し、政治責任と刑事責任の区別を放棄したオーリウの見解に従うことが望ましい」としてオーリウの大臣責任論を引いている。しかし、野村の同箇所における行論はやや難解である。「刑事責任から十分に脱却し得ない政治責任であること」を否定することと、「政治責任と刑事責任の区別を放棄する理論」を肯定することが同一箇所で行論されている訳だが、問題となっている責任原理の実質に着目すれば、かかる行論はやや自家撞着の気味がある。また、行論において結局そこで問われている大臣責任原理の性質決定が「回避＝放棄」されている点も遺憾なしとしない。憲法制定国民議会下、立法議会下の一次資料、後世の公法諸学説を総合して考えれば、そこで問われている大臣責任の原理的性質決定は、第一義的に「刑事責任」に収斂されるべきである。本稿は、その上で、尤もかかる原理が「政治的に運用される」場合が存在し、立法議会下の政治動態がそれを実証していると指摘するのである。バンジャマン・コンスタン、オーリウ、カレド・マルベルらの大臣責任論に関して、かつて筆者も小論の中で僅々検討を試みたことがある。拙稿「憲法学における『政治責任』概念——フィリップ・セギュールの所論を素材として——」『早稲田法学会誌』第 64 巻第 1 号（2013 年）175～224 頁、特に 179～191 頁。
- 70) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXIII, séance du 8 févr. 1791, p. 47.
- 71) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXV, séance du 27 avr. 1791, p. 360.
- 72) G. Glénard, Pour une analyse contextualiste du droit constitutionnel (l'exemple de la Constitution de 1791), *Droits* 2000, n° 32, p. 86.
- 73) 訳文は辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』（三省堂、2012 年）206 頁に拠った。
- 74) 1791 年憲法第 3 編第 5 章第 23 条；「破毀裁判所の構成員及び高等陪審員で構成される高等院は、大臣と行政府の主要な官吏の軽罪および国家の全体的安全を侵害する重罪につき、立法府が起訴の決定を為した場合に、裁判権を有する。——高等院

は立法府の招集に基づき、かつ立法府が議会を開催している場所より3万トワズ離れていなければ、集会することが出来ない。」

- 75) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXXIX, séance du 10 mars 1792, p. 550.
- 76) G. Glénard., *op. cit.*, p. 86.
- 77) 樋口謹一「権力機構」桑原武夫編『フランス革命の研究』（岩波書店、1959年）132頁。
- 78) AP, 1<sup>re</sup> série, t. XXIII, séance du 8 févr. 1791, pp. 45–50, pp. 677–679.
- 79) *Ibid.*
- 80) 「犯罪 *infraction* の概念はかくも定義に欠け、かくも融通無碍であったが為に、如何なる大臣の如何なる軽罪であれ、議会は常に告発するを得たのである。」Philippe Lauvaux, *Les grandes démocraties contemporaines*, 3<sup>e</sup> éd., PUF, 2004, p. 236.
- 81) 野村・前掲注 48, 158～159, 162 頁。
- 82) 同上, 162 頁。
- 83) 拙稿「憲法制定国民議会或いはフランス大臣責任制の原像」『南山法学』第 41 巻第 2 号（2018 年）77～135 頁。
- 84) 野村・前掲注 48, 162 頁。
- 85) 拙稿・前掲注 1, 175～224 頁, 拙稿「フランス第五共和制における『政治責任』概念とその変容」『早稲田法学会誌』第 66 巻第 1 号（2015 年）569～620 頁。

（本稿は、2017 年度南山大学パツへ研究奨励金 I-A-2（特定研究助成・一般）に基づく研究成果である。）